

令和4年10月1日から

給水装置工事等の書類への押印を、原則廃止します。

ただし、**以下の書類**については引き続き、押印をお願いします。

押印が必要な書類

- ①誓約書(舗装本復旧工事履行誓約書など)
- ②承諾書(アパート等への給水条件承諾書・土地使用承諾書など)

↓ 押印廃止となりますが ↓

●「給水装置工事申込書」と「給水装置撤去申込書」の申込者氏名・委任者氏名は本人の署名とします。●

(ただし、法人である場合は記名して押印を必要とします。)

※署名とは: 自署すること

※記名とは: 氏名を記すこと(印字やスタンプでも可)

様式の変更について

押印廃止に伴い、様式を変更します。

令和4年10月1日以降に、旧様式で提出があった場合も受け付けますが、新様式への切り換えをお願いします。

お問い合わせ先

長浜水道企業団 営業課営業グループ

○電話 0749-62-4101

○FAX 0749-63-6819

○e-mail nagasui@hera.eonet.ne.jp